

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
市民生活部	古里地区センター 宮川地区センター 保内地区センター 婦中熊野地区センター
指 摘	
<p>ア 窓口で領収した手数料について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数あった。</p> <p>(イ) 払込みの特例の承認は受けているものの、領収した日の翌日から起算して5営業日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数あった。</p> <p>(ウ) 払込みの特例の承認は受けているものの、月末に領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数あった。</p>	
措 置 状 況	
<p>指摘を受け、6月13日に各所属に対して、改めて適正な事務の執行について通知したほか、8月22日に実務を行う職員に対して研修を実施した。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じないように、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>	

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 宮川地区センター
指 摘	イ 9月9日に領収した手数料について、10月4日に指定金融機関等へ払込みを行っていた。また、領収及び払込みの事実について、金銭出納簿及び金銭管理簿に適切に記録されていなかった。
措 置 状 況	指摘を受け、6月13日に各所属に対して、改めて適正な事務の執行について通知したほか、8月22日に実務を行う職員に対して研修を実施した。今後は、同様の事態が生じないように、適正な現金の取り扱い及び保管を徹底してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
市民生活部	杉原地区センター
指 摘	
ウ	超過勤務命令簿の勤務時間数の記載誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	
	指摘を受け、過小支給分（令和4年5月分）について職員課へ修正の報告を行い、令和5年7月支給分にて追給した。 今後は、超過勤務命令簿の記載誤りがないよう二重チェックするなど、適正な管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 杉原公民館
指 摘
ア 公民館使用料原符（領収書控）において、誤った日付の領収印を押印しているものが見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況
<p>指摘のあった領収印の日付誤りについては、改めて該当の原符（領収書控）を書き直し、利用者に渡したところである。</p> <p>また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、誤りのないよう各公民館へ周知をした。今後とも、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 速星公民館
指 摘
イ 領収した複写機使用料について、1ヶ月分を月末に金銭出納簿にまとめて記載し、指定金融機関等への払込みについても月末にまとめて行っていた。また、領収した複写機使用料を金銭管理簿に記載していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況
指摘のあった複写機使用料については、指摘のあった令和5年5月より、領収した即日又は翌日までに指定金融機関へ払い込み、金銭出納簿及び金銭管理簿に記載するようにした。 また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、複写機使用料の取り扱いについて各公民館へ周知をした。 今後とも、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 古里公民館 教育委員会事務局 山田公民館
指 摘
ウ 領収した公民館使用料について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
指摘のあった公民館使用料については、令和5年5月より、領収した即日又は翌日までに指定金融機関へ払い込むようにした。 また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、公民館使用料の取り扱いについて各公民館へ周知をした。 今後とも、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 神保公民館
指 摘
エ 公民館使用料原符（領収書控）において、金額を訂正しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
指摘のあった領収書の内容の記載誤りにおいては、金額を訂正するのではなく、改めて書き直すよう、公民館へ指示した。 また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、各公民館へ周知をした。 今後とも、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 室牧公民館
指 摘
オ 公民館の使用について、館長の決裁を受けずに承認していたので、改善を 図られたい。
措 置 状 況
指摘のあった公民館使用においては、館長の決裁を受けて承認するよう、 公民館へ指示した。 また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、各 公民館へ周知をした。 今後とも、富山市公民館条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 野積公民館
指 摘
カ 公民館使用の申請及び承認において、生涯学習課が定めたサークル登録の基準を満たさない団体に対し、サークル登録を行い全額減免していたので、改善を図りたい。
措 置 状 況
<p>指摘のあった団体においては、令和5年度使用分より適正な金額を徴収し過去に利用した分についても、遡って請求したところである。</p> <p>また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、各公民館へ周知をした。</p> <p>今後とも、使用料の減免においては適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 音川公民館
指 摘
ク 公民館使用料において、誤った使用料を領収しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
<p>指摘のあった公民館使用料においては、令和5年7月に利用団体に適正な金額を遡って追徴したところである。</p> <p>また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、各公民館へ周知をした。</p> <p>今後とも、富山市公民館条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 八尾公民館 教育委員会事務局 仁歩公民館 教育委員会事務局 大長谷公民館
指 摘
ケ 備品台帳において、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。 (ア) 公印（公民館長印）の備品台帳が作成されていなかった。 （八尾、仁歩、大長谷） (イ) AEDについて、平成20年から備品台帳の更新が行われていなかった。 （八尾、大長谷）
措 置 状 況
指摘のあった備品台帳においては、令和5年6月から8月にかけて記載したところである。 また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、各公民館へ周知をした。 今後とも、富山市物品取扱規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 山田公民館
指 摘
コ AEDについて、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況
指摘のあったAEDにおいては、令和5年6月に文書管理システムで物品棄焼却処分伺を作成し、決裁したところである。 今後とも、富山市物品管理規則及び物品取扱要領に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 八尾公民館 教育委員会事務局 室牧公民館
指 摘
サ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、当初割り振られた勤務時間以外の時間に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、1日7時間45分、かつ、週38時間45分の範囲内において、1日単位で勤務時間の割振りを変更することができるが、時間単位で勤務時間の割振り変更を行ったものが複数見受けられた。また、勤務時間の割振り変更を行わない場合は、勤務日においては超過勤務を含めた実勤務時間が1日7時間45分に達するまでは支給率100/100、それを超える時間に対しては支給率125/100の報酬を、週休日においては勤務した全時間に対して支給率135/100の報酬を支給すべきところ、それらが支給されていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況
指摘のあった会計年度任用職員の勤務時間の割振り変更については、令和2年度まで遡り、年次有給休暇の取得としたところである。 また、超過勤務手当においても、令和2年度まで遡った分を令和5年8月15日に支給したところである。 さらに、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、各公民館へ周知をした。 今後は、会計年度任用職員要領等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 仁歩公民館
指 摘
シ 会計年度任用職員の超過勤務命令簿において、手当の支給対象となる時間数を誤って記載したことにより、超過勤務手当相当の報酬が過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
指摘のあった会計年度任用職員の超過勤務命令簿については、調査の結果、手当の支給対象となる時間数の記載は正しく、超過勤務時間が誤りだったので、支給額に誤りはなかったことが判明した。 今後とも、適正な事務を行ってまいりたい。